

IPv4 アドレス移転制度の件

JPNIC における IPv4 アドレス移転制度の内容と施行予定日についてご報告いたします。

1) 移転制度の内容：

最終的な移転制度の概要は次の通りです。

対象アドレス	<ul style="list-style-type: none">・ JPNIC 管理下の IPv4 アドレス・ JPNIC 管理下の PA アドレス、特殊用途 PI アドレス、歴史的 PI アドレス
移転元としての申請資格の範囲	<ul style="list-style-type: none">・ JPNIC と契約締結している組織(*)
移転先としての申請資格の範囲	<ul style="list-style-type: none">・ JPNIC と契約締結している組織(*)または新規に契約締結する予定の組織
最小移転単位	<ul style="list-style-type: none">・ /24
確認事項	<ul style="list-style-type: none">・ 移転先からはアドレスの利用計画の提出は求めない
料金	<ul style="list-style-type: none">・ 移転後の維持料：移転先が負担する・ 移転時の手数料：当面は維持料収入によって賄う
移転履歴の公開	<ul style="list-style-type: none">・ 対象アドレス・ 移転元・ 移転先・ 移転年月日
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 移転先が指定事業者の場合は、PI アドレスから PA アドレスへの種別の変更が可能・ 移転に伴う移転先および移転元と JPNIC 間の契約に関しては適切に管理するが、移転元・移転先間での個別の移転条件について JPNIC は関与しない

(*)指定事業者、歴史的 PI アドレスホルダ、特殊用途 PI アドレスホルダが該当します。

2) 施行予定日：2011 年 8 月 1 日(月)

6 月 14 日より、移転制度施行に伴い改定した『JPNIC におけるアドレス空間管理ポリシー (IPv4)』を公示しています。

7 月 1 日から、以下の 4 文書の改定・新規制定作業を完了し公示を開始いたします。

1. 『特殊用途プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約』改定
2. 『IPv4 アドレス移転手続き』新規制定
3. 『IPv4 アドレス移転申請書』新規制定
4. 『IPv4 アドレス移転承諾通知書』新規制定

以上